

入札公告

和歌山地方税回収機構複写機（複合機）の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6、和歌山地方税回収機構財務規則（平成18年和歌山地方税回収機構規則第7号。以下「財務規則」という。）第83条の規定に基づき公告する。

令和8年3月13日

和歌山地方税回収機構 管理者 三 浦 源 吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務年度

令和8年度から令和12年度まで

(2) 調達業務名

和歌山地方税回収機構複写機（複合機）の賃貸借

(3) 調達業務の内容

仕様書のとおり

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。ただし、本契約は、自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、当該契約期間中であっても、令和9年度以降において、和歌山地方税回収機構の歳入歳出予算金額の削減等により、契約を変更し、又は解除する場合がある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、1の(3)に係る業務について、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、過去2箇年の間にこれらをすべて誠実に履行した者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館6階
和歌山地方税回収機構

(2) 期間

令和8年3月13日（金）から令和8年3月25日（水）までの和歌山地方税回収機構の休日を定める条例（平成18年和歌山地方税回収機構条例第3号）第1条第1項に定める和歌山地方税回収機構の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 仕様書等を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)のとおり

(2) 期間

3の(2)のとおり

(3) 質問の期間

仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、令和8年3月13日(金)から令和8年3月23日(月)までの間において、書面(書式不問)により行うこと。

5 入札(開札)の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館5階「ミーティングルーム」

(2) 日時

令和8年3月26日(木) 午前10時00分から

6 入札方法に関する事項

(1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

(2) 入札は、仕様書に示した使用予定枚数に、入札者が入札書に記入する1枚当たりの単価(当該単価には、0.01未満の端数を記入しないこととする。)を乗じて積算される額の合計金額で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

なお、契約は、入札書に記入された1枚当たりの単価に基づく単価契約とする。

(3) 入札の際には、入札説明書に記載する「入札参加資格等確認書」及びそれを証する書類を提出すること。

(4) 郵送により入札する場合には、封筒(封皮に入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示したもの)に密封した「入札書」、「入札参加資格等確認書」及びそれを証する書類を、書留郵便で令和8年3月25日(水)午後5時00分までに和歌山地方税回収機構に必着させなければならない。

(5) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、財務規則第70条第2号の規定により免除とする。

8 契約保証金に関する事項

契約保証金は、財務規則第76条第3号の規定により免除とする。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山地方税回収機構の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 財務規則第85条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山地方税回収機構の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、当機構は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結における議会の議決の要否

否

13 入札及び契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称

和歌山地方税回収機構 総務課

(2) 所在地

和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館6階

郵便番号 640-8263

電話番号 073-422-3630

ファクシミリ番号 073-422-3631

電子メールアドレス kikou013@w-zeikaishu.jp

入札説明書

和歌山地方税回収機構複写機（複合機）の賃貸借に係る一般競争入札については、別途の入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、当該入札説明書、仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 入札公告日

令和8年3月13日（金）

2 一般競争入札に付する事項

(1) 業務年度

令和8年度から令和12年度まで

(2) 調達業務名

和歌山地方税回収機構複写機（複合機）の賃貸借

(3) 調達業務の内容

別添「和歌山地方税回収機構複写機（複合機）の賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。ただし、本契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の17に規定する長期継続契約であるので、当該契約期間中であっても、令和9年度以降において、和歌山地方税回収機構の歳入歳出予算金額の削減等により、契約を変更し、又は解除する場合がある。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、1の(3)に係る業務について、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、過去2箇年の間にこれらをすべて誠実に履行した者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 入札（開札）の場所及び日時等

(1) 場所

和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館5階「ミーティングルーム」

(2) 日時

令和8年3月26日（木） 午前10時00分から

(3) 調達業務の仕様等に関する質問は、令和8年3月23日（月）までに、和歌山地方税回収機構あて書面（書式不問）にて行うこと。

なお、質問に関連して仕様書に関する重要な補足や変更点が生じた場合には、和歌山地方税回収機構のホームページに掲載するので入札前に必ず確認すること。この場合において、和歌山地方税回収機構で入札説明書の交付を受けた者には、当機構から当該掲示について連絡するものとする。

5 入札の方法に関する事項

(1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

ア 所定の入札書の様式は、入札書（様式1）とする。

イ 入札金額は、仕様書に示した1年間の使用予定枚数に入札者が入札書に記入する1枚当たりの単価（当該単価には、0.01未満の端数を記入しないこととする。）を乗じて積算される額の合計金額で行う。

なお、契約は、入札書に記入された1枚当たりの単価に基づく単価契約とする。

また、入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 入札書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

オ 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 入札書は、封筒に入れて密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、8の(3)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。

(4) 入札の際には、「入札参加資格等確認書」（様式2）及びそれを証する書類を提出すること。

(5) 郵送による入札については、(3)の入札書を入れた封筒と「入札参加資格等確認書」（様式2）及びそれを証する書類を、和歌山地方税回収機構あての外封筒に入れて郵送すること。

(6) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 入札事務（開札事務を含む。）は、和歌山地方税回収機構の複数の職員（うち上席の1人を入札執行者とする。）により執行する。

イ 入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。

ウ 入札の場所に入室する者は、原則として1入札者（業者）1人とし、入札執行者は、入札の執行に先立ち、「入札参加資格確認書」及びそれを証する書類の提出を受け、その内容及び出席を確認するものとする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状（様式3）を提出しなければならない。

エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。郵送により提出された入札書については、入札執行者以外の当該入札事務に携わる和歌山地方税回収機構の職員がその入札者に代わって投函するものとする。

オ 入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了（入札箱への投函の終了）を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている入札者又はその代理人に告げるものとする。

カ 入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。

キ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときも、同様とする。

ク その他入札の執行については、この入札説明書に基づき、入札執行者が決定する。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山地方税回収機構財務規則（平成18年和歌山地方税回収機構規則第7号。以下「財務規則」という。）第70条第2号の規定により免除とする。

7 入札の無効に関する事項

入札公告に示した入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認において虚偽の申請を行った者がした入札並びに次の各号に該当する入札は無効とする。

ただし、(8)から(10)までに該当する入札については、その回の入札のみを無効とし、再度入札について入札には参加することができる。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の時刻までにされなかった入札

- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 同一事項の入札について、代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山地方税回収機構の職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、落札者がいない場合はその場で再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (4) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で、4の(2)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- (5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

9 契約保証金

契約保証金は、財務規則第76条第3号の規程により免除とする。

10 契約書の要否

要

11 契約の締結における議会の議決の要否

否

12 入札及び契約の事務を担当する課の名称及び所在地

和歌山地方税回収機構 総務課

和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館6階

郵便番号 640-8263

電話番号 073-422-3630

ファクシミリ番号 073-422-3631

電子メールアドレス kikou013@w-zeikaishu.jp

入 札 書

入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(内訳)

	単価(円)	1年間の使用予定枚数	計(円)
モノクロ		139,981 枚	
カラー		5,584 枚	
合計(入札金額)			

ただし、和歌山地方税回収機構複写機（複合機）の賃貸借に係る入札金上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

住 所

〔法人にあつては、
主たる事務所の
所在地〕

氏 名

〔商号(屋号)を含む。
法人にあつては、
その名称及び代表
者の氏名〕

印

(代理人の場合)

氏 名

印

和歌山地方税回収機構管理者 様

- 注) 1 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
3 金額を訂正したものは、無効とすること。
4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。

入札参加資格等確認書

令和 年 月 日

和歌山地方税回収機構管理者 様

申請者

住 所

法人にあつては、主たる
事務所の所在地

氏 名

商号(屋号)を含む。
法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名

印

和歌山地方税回収機構複写機（複合機）の賃貸借に係る入札について、入札参加資格等確認書を証明書類を添えて提出します。

また、当該確認書の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないこと並びに当該入札の参加に必要なその他のすべての要件を満たしていることを誓約します。

記

1 一般競争入札に係る事項

業 務 年 度	令和 8 年度から令和 1 2 年度まで
調 達 業 務 名	和歌山地方税回収機構複写機（複合機）の賃貸借

2 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格者登録番号(同資格者名簿に記載されている番号)

登 録 番 号	
---------	--

3 国（公団等を含む。）又は地方公共団体との契約実績

発 注 者	契約の業務名等	契 約 日	完 了 日	契 約 金 額

※ 過去 2 年間のうちに完了した同種・同規模の契約実績（＝契約期間が 1 年以上の複写機の賃貸借契約）を 2 件記載するとともに、それを証明する契約書の写し（業務内容、契約期間がわかるもの）を添付してください。

4 当該入札に係る複写機（複合機）の機種

名 称 及 び 番 号	
-------------	--

委任状

和歌山地方税回収機構管理者 様

私は、 _____ ⑩ を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任します。

記

和歌山地方税回収機構複写機（複合機）の賃貸借の入札について

令和 年 月 日

委任者

住所

〔法人にあっては、主たる
事務所の所在地〕

氏名

〔商号(屋号)を含む。
法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

印

和歌山地方税回収機構複写機（複合機）の賃貸借仕様書

1 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 設置場所

和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館6F 和歌山地方税回収機構内

3 設置台数及び複合機仕様

- (1) 設置台数 1台
- (2) 複合機仕様 別紙1
- (3) 搬入設置及び保守等仕様 別紙2

4 見積方法

見積金額は、下記①と②の合計額とする。

- ① モノクロ単価(税抜)×139,981枚(=1年間の使用見込枚数)
- ② カラー単価(税抜)×5,584枚(=1年間の使用見込枚数)

【注意事項】

- (1) 単価は、モノクロ及びカラーそれぞれ片面1枚当たりの金額(税抜)1単価とし、当該単価で契約する。
- (2) 単価には、契約期間中の賃貸借、コピー、プリンター、ファックス使用料(通信費は含まない。)及びトナー等消耗品代金(用紙代は除く。)を含む。
- (3) 使用見込枚数は、当機構の使用実績(令和7年1月から同年12月まで)であり、当該枚数の使用を保障するものではなく、実際の使用枚数が上回り又は下回っても契約単価は変わらないものとする。

5 落札決定方法

4の見積金額(4の①と②の合計額)に100分の10に相当する額を加算した金額のうち最も安価なものとする。

6 納入期限

令和8年4月1日(水)午前10時00分

なお、既存の複合機の撤去については、既存の複合機の納入業者と調整し、新旧の入れ替えを同時に行うとともに、その費用は、原則、受注者が負担する。

7 支払いについて

受注者は、毎月末に複写枚数を算出して和歌山地方税回収機構に請求し、支払を受けるものとする。

複合機仕様

別紙1

項目		仕様
コピー	形式	コンソール・デスクトップ
	ウォームアップタイム	30秒以下であること。
	ファーストコピータイム 白黒 (A4ヨコ)	3秒以下であること。
	ファーストコピータイム カラー (A4ヨコ)	5秒以下であること。
	給紙方法/容量	複写機 (複合機) 本体に4段以上の給紙カセットが装備され、かつ、手差しが装着されていること。給紙容量は、複写機 (複合機) 本体で2000枚以上であること。
	複写 (用紙) サイズ	A3～はがきサイズに対応していること。
	連続複写速度 (A4ヨコ)	モノクロ・カラー共に、60枚/分以上であること。
	自動原稿送り装置	200枚以上であること。
	両面コピー機能	片面/両面、両面/両面、両面/片面の各機能を有すること。
	複写倍率	25～400%の範囲であること。
	読み取り解像度	600dpi×600dpi以上であること。
	書き込み解像度	600dpi×600dpi以上であること。
	階調数	256階調以上であること。
	フィニッシング処理	コーナー及びダブルステイプルが可能であること。 3,000枚以上の排紙容量 一度にステイプルできる枚数はA4で65枚以上可能であること。 ソート、スタックの各機能を有すること。
プリンター	プリント解像度	1200dpi×1200dpi以上であること。
	インターフェース (ネットワーク)	1000Base-T/100Base-TX/10Base-T対応であること。
	対応プロトコル	TCP/IP対応に限定すること。
	対応OS	Windows10/Windows11対応
	両面プリント機能等	両面プリント及びソートがパソコン操作でできること。
スキャナー	形式	カラー・スキャナー
	読取速度 (A4ヨコ)	モノクロ・カラー共に、100枚/分以上であること。
	出力フォーマット (その他)	TIFF、PDFを装備していること。
ファクス	送信原稿サイズ	最大でA3サイズに対応していること。
	記録紙サイズ	最大でA3サイズに対応していること。
	電送時間	3秒以下であること。
その他	電源	100Vであること。
	省エネルギー/環境対策ほか	国際エネルギースタープログラム基準、エコマーク複写機基準及びグリーン購入法に適合していること。 未使用のものであること。

【機器の搬入設置等】

- 1 指定する設置場所をあらかじめ調査し、適切な設置作業（簡易な配線工事等を含む。）により納品すること。
- 2 機器の搬入、設置等（機構所有パソコンへのプリンタドライバー設定の説明、FAX 番号の登録、その他必要な動作確認等を含む。）については、和歌山地方税回収機構（以下「機構」という。）職員の指示に従うこと。
- 3 搬入及び設置等に係る費用は、受注者の負担とすること。

【設置機器の保守等】

1 設置機器の整備及び保守等

- (1) 常時正常な状態で使用できるよう、必要な保守（定期点検を含む。）等を実施すること。
- (2) 故障が生じた場合は、電話連絡等による認知後、速やかに保守要員を派遣し、正常な状態に回復させること。
なお、速やかに回復できない場合は、代替機の納入等により機構の業務に支障をきたさないようにすること。
- (3) 保守作業等は、原則として平日の9時から17時45分までの間に行うこと。

2 消耗品の供給等（消耗品：トナー、廃棄トナー回収ボトル等）

- (1) 常時正常な状態で使用できるよう消耗品の供給を行うこと。
- (2) 消耗品の不足を確認したとき、またはその供給を求められたときは、速やかに供給すること。
- (3) 消耗品供給の受付は、平日の9時から17時45分まで行うものとする。
- (4) 使用済みの消耗品は、全て回収すること。

3 撤去

契約期間満了時等に複合機を搬出する場合は、受注者がそれらに要する費用を負担することとし、併せて、複写情報等が機器に残留することのないよう、当該情報を消去すること。

4 その他

その他保守等について、この仕様書に定めのないもので必要な事項については、機構と協議して解決すること。